

「知的財産推進計画2021」等の政府方針等（著作権関係抜粋）

「知的財産推進計画2021～コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く無形資産強化戦略～・工程表」（令和3年7月13日知的財産戦略本部）や「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2021 日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」（令和3年6月18日閣議決定）、「成長戦略フォローアップ・成長戦略フォローアップ工程表」（令和3年6月18日閣議決定）、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」（令和3年4月9日）の中では、以下のとおり、著作権関連の課題が示されている。

知的財産推進計画2021（令和3年7月13日知的財産戦略本部）

III. 知財戦略の重点7施策

4. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略

新型コロナは、コンテンツ分野のうち、とりわけイベント・エンターテインメントに深刻な影響を与え続けている。イベント・エンターテインメントの関係者が、新型コロナ収束後にその活動を続けられるよう、あらゆる支援策が継続的に講じられる必要がある。他方で新型コロナは、巣ごもり消費によるゲームや電子書籍、動画配信サービスへの需要の大幅な拡大をもたらしたのも事実である。これを契機にコンテンツ分野におけるDXを進められるかどうかが、この分野の今後の成長の鍵になると考えられる。（1）で述べるように、デジタル化やネットワーク化はそもそもコロナ禍以前からの世界の趨勢であり、不可避かつ不可逆的な流れである。新型コロナの拡大はこの流れを加速化させたという意味においても歴史的転換点であると言える。

世界的に、グローバル・プラットフォームへの対抗という観点からも、既存のメディア・コンテンツ事業者はストリーミング配信を重視する方向に事業転換を図っている。他方、日本のコンテンツ制作者はグローバル・プラットフォームとの関わりを深めている。

コンテンツがそれ自体の価値に加え、デジタルエコノミーにおける中間財として日本経済全体を支える役割を果たすことが期待されている一方、コンテンツ産業は大きな課題を抱えているとも指摘されている。日本のコンテンツ制作環境においては、下請け構造となっている業界も少なくなく、また作品制作に携わるクリエーターが個別企業に属さないフリーランスであることも多い。こうした現場では、発注書面や契約が交わされず、著作権等の権利の帰属があいまいになるなど、商慣習の問題とも相まって、作品の成功による利益が現場に必ずしも反映されないことがあるといった指摘がなされる。さらに制作現場のデジタル化の遅延による低い生産性や長時間労働、人材育成機会の不足等により、コンテンツ産業全体の生産性や競争力が上がらず、人材の流出がおきているといった懸念が指摘される。また、世界のコンテンツ市場が大きく伸びる一方、特定の分野を除くと日本の相対的な存在感が低下している中で、国内市場を前提としたビジネスモデルから脱却し、世界市場への更なる展開が必要だと指摘もある。

日本のコンテンツ産業が世界から愛される良質なコンテンツを製作し続け、日本のソフトパワー強化が図られるためにも、コンテンツ産業の構造改革を含め、コンテンツクリエイションエコシステムの構築が喫緊の課題である。コンテンツ産業の位置づけや重要性を再度整理した上で、10年後や20年後の姿も見据え、必要な施策を着実に実施することが重要である。DXは、少なくとも言葉自体は日本社会にも一定程度浸透した。今日では、ほぼすべての産業において、DXを前提としたインダストリートラנסフォーメーション（以下「IX」という。）が実際に起こりつつある。コンテンツ産業においてもIXの波は押し寄せてきており、この波をどのように乗り越え、どのように勝機をつくっていくか。日本の置かれている立ち位置の再確認と、グローバルマップを頭に入れながら、賢明な戦略を打つ必要がある。

（1）デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革 (現状と課題)

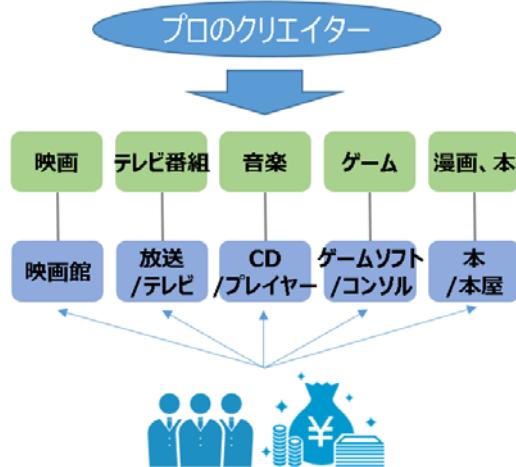
「知的財産推進計画2020」では、デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配の在り方、市場に流通していないコンテンツへのアクセスの容易化等をはじめ、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方について検討を行うこととしており、知的財産戦略本部の下に置かれた「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」において検討が行われ、2021年3月に以下に示す課題認識と政策検討の方向性について「中間とりまとめ」が示された。

デジタル化・ネットワーク化の進展により、コンテンツ産業を取り巻く環境は、スマートフォンの普及、技術革新によるコンテンツ制作ソリューションの一般普及、また、それに伴う、消費者・一般人の制作市場への参加拡大、伝送可能なデータ量の増大、プラットフォームサービスの台頭など、大きく変化している。新型コロナの拡大は、人々の活動領域をリアル空間からデジタル空間へと移行させ、インターネットを前提にしたビジネスモデルが拡がるなど、こうした変化を一層加速させている。

流通分野においては、アニメ、漫画、映画、音楽等に代表されるコンテンツは、従来、それぞれ固有の流通経路により配信されていたものの、今日ではインターネットを通じた配信が主流になりつつある。また、漫画等の原作を、映像作品やゲーム、ライブイベント等へ展開するなど、一つのIPを多元的に利用する事例も増えてきている。さらに、フィンガープリントやAI、ブロックチェーン等の新たな技術の活用により、コンテンツの流通実態のより精緻な把握や管理ができるようになってきている。

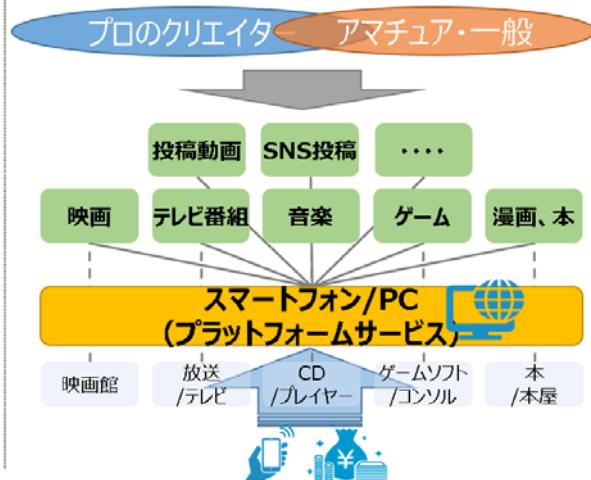
従来のコンテンツ流通

- 既存のプロ同士の互いの顔が見える世界
- 個別コンテンツ分野毎の固有の流通経路



デジタル時代のコンテンツ流通

- デジタル化による配信限界費用の低減、消費の地理・時間的制約からの解放 → 流通量の拡大
- プロに加えてアマチュア・一般人を含む新たな制作の担い手が出入り
- デジタル配信で流通経路は多様化、互いの顔のわからない世界へ



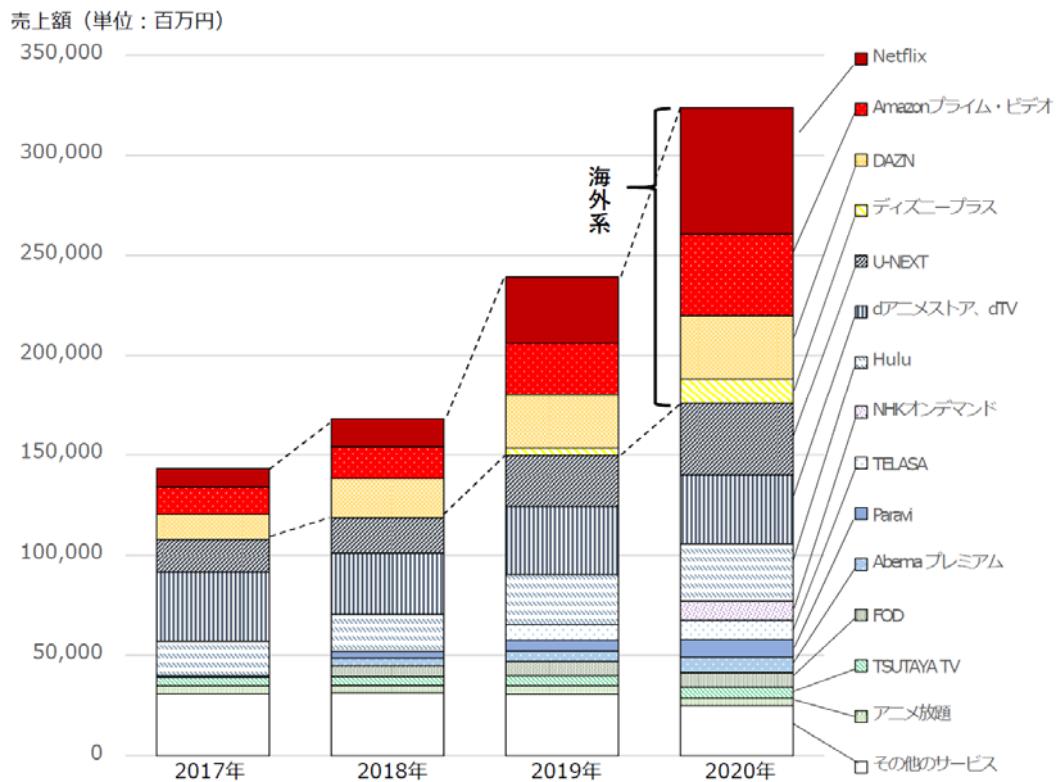
**権利者・利用者双方にとって流通量・利益をさらに拡大できる機会
取引関係や市場参加者が多様化。権利処理等の取引コストの低減が必須にゼロサムから
プラスサムへ**

図 1：デジタル化による流通市場の変化

これにあわせ、コンテンツ消費分野においても、その中心が、書籍やDVDといった個別のモノの購買や地上波テレビでの視聴から、オンラインによる視聴・閲覧へと移り変わっている。また、双方向型のコミュニケーションが可能な動画投稿サービス等においては、コンテンツの創作は自己表現のツールとなり、その投稿を通じてコミュニケーション媒介する手段となっている。

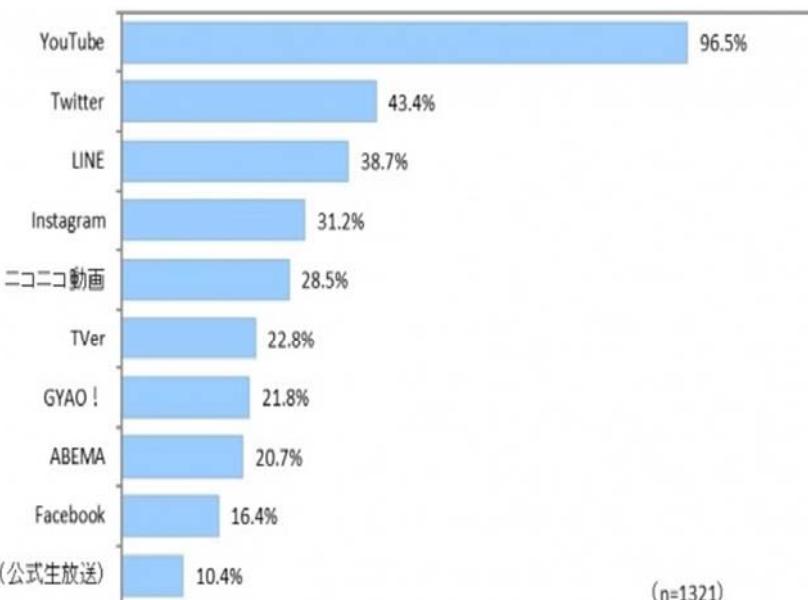
さらに技術進歩がもたらした創作・発信にかかる限界費用の低下により、コンテンツの流通量が爆発的に増大している。また、コンテンツ創作・編集ソリューション等の普及により、アマチュアクリエーターによる創作・発信の機会が拡大し、アマチュアクリエーターのプロ化、アマチュアクリエーターによる創作物（User Generated Contents。以下「UGC」という。）の商業利用、二次創作物の増大等がおきている。

加えて、グローバルな配信プラットフォームサービスは、グローバル規模のコンテンツ流通市場の拡大を実現した。プラットフォーム事業者は、顧客囲い込みによる圧倒的な資本力及び消費者の嗜好に関するデータを武器に、コンテンツの制作分野にも参入している。こうした一連の動きに対応した産業構造変革の必要性も含め、既存のメディア・コンテンツ産業の在り方が問われ始めている。



※GEM Partners「動画配信（VOD）市場5年間予測レポート」に基づき作成

図 2：定額制動画配信サービス市場推移



出典：インプレス総合研究所「動画配信ビジネス調査報告書2020」（2020年7月）「よく利用する無料の動画TOP10」より

図 3：無料動画サービスの利用状況

これらのデジタル化・ネットワーク化による流通環境、消費動向及び創作環境の変化、さらに、グローバルなプラットフォームサービスの台頭は、コンテンツの価値を増大させている。すなわち、コンテンツそれ単体の価値にとどまらず、コンテンツがデータ収集や消費者の囲い込みのツールとして位置づけられるなど、デジタル消費流通の経済圏へとユーザーを取り込み、データ駆動型経済を発展させるための中間財としての価値を併せ持つようになっている。

文化資源の豊かな日本にとっては、このような環境変化は、権利者・利用者・国民経済上の相互利益を拡大する好機である。この社会経済的好機を最大限にいかすためには、良質なコンテンツが持続的に創造され、クリエーターに適正な対価が還元されながら、コンテンツの利活用が促されるエコシステムの構築が重要である。これには、デジタル時代における著作権制度の確立に向けた工程表を作成し、権利者の利益保護と両立した形で権利処理にかかる時間等の取引コストを低減させるための新たな工夫も含め、制度環境整備を図ることが必要となる。

特に、デジタル化、ネットワーク化の進展に伴いコンテンツの流通の量的・質的な構造変化が顕著な現状においては、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物をはじめ、団体が管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等を網羅的に、円滑かつ迅速に、利用できるための一元的な権利処理のための制度改革の選択肢として、同タスクフォース「中間とりまとめ」では、①補償金付き権利制限、②集中管理と補償金付き権利制限の混合型、③拡大集中許諾、④裁定制度の抜本的見直しの4つについて比較・分析を提示した。その上で、現在のコンテンツ産業をとりまく構造変化と課題に対応するためには、

- a 分野・用途に応じて最適な手段・手続を使い分け、構造変化と課題に応えられるようにすること
- b 一元的な処理を可能としつつ、権利者の意思の尊重にも留意すること
- c 市場合理的かつ迅速な対価決定を行うことが可能であること
- d 権利処理にあたっての障害を社会的意義や合理性に照らし簡潔かつ適切に解決できること

などの条件を実質的に満たす制度改革を行う必要があると整理している。

さらにプラットフォーム事業者が権利保護や権利処理において果たす役割を整理することも必要である。そして、クリエーターやコンテンツ制作者が、適切な就業環境の下、作品の利用や成功による正当な利益を享受することが、健全なエコシステムの実現にあたって不可欠である。良質なコンテンツが持続的に生み出されるためのこうした環境整備は、成長が著しい海外市場を取り込むにあたっても重要となる。

最後に、情報通信技術の発達・普及に伴い、コンテンツの利用形態の多様化が進む中、新たな利用形態について対応の必要が生じた際に、立法による対応だけでは追いつかないとの指摘がなされる。さらに、近年は、プラットフォーム事業者等、新たな関係者との間で合意を形成する必要性が高まっている。そのような場面では、6.(1)で述べているように、マルチステイクホルダーの協議を通じて策定されたガイドライン等のソフトローの活用が有効な場合がある。また、関係者での協議がうまく進まない場合において、紛争解決手段で個々の事案解決事例を積み上げていくことも有効である。そして、紛争解決手段により蓄積される判断内容をソフトローに反映していくことも意義がある。こうしたソフトローの形成プロセスを設計する場合、限られた当事者だけの協議の方向性が幅広い経済・社会的利益から来る要請と乖離する場合もあり、必要に応じて、行政機関の関与や有識者等第三者の参加の下、当事者間の合意形成を促すことも求められる。

(施策の方向性)

- デジタル時代における著作権制度の確立に向けた工程表を作成する。
(短期、中期) (内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省)
- 文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。その際、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエーター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ2021年中に検討・結論を得、2022年度に所要の措置を講ずる。
(短期、中期) (文部科学省、内閣府、総務省、経済産業省)
- 権利処理や対価還元の円滑化に資する技術や権利者情報データベースの活用を推進するため、関係者のニーズを踏まえた上で、関係府省が連携しながら、必要な方策を講じる。音楽分野においては、構築した権利情報データベースに、著作権等管理事業者に権利を預けていない個人クリエーター等の権利情報も登録することにより、権利処理に資するプラットフォームの更なる充実を図る。
(短期、中期) (内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省)
- デジタル化に伴う流通チャンネルの多様化により、コンテンツの海外発信の環境の整備がなされ、海外コンテンツ市場への参入チャンスが到来しているところ、デジタル時代に対応した日本のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題を調査するとともに、世界知的所有権機関（WIPO）への拠出金事業によるアジア太平洋地域の著作権の集中管理団体の機能強化等を通じた海外での著作物利用からの収益向上の支援のほか、著作物の海外展開に向けた関係団体との連携等、更なる支援策について検討する。
(短期、中期) (文部科学省)
- SNS等の普及等に伴って、誰もが容易に著作物の創作・発信・利用を行うことが可能となり、全ての国民が日常的に著作権に関わる状況が生じているところ、知財創造教育の取組に加え、著作権制度や契約の在り方に関する普及啓発・教育を一層充実させる。
(短期、中期) (内閣府、文部科学省)
- 著作物の利用に係る契約をサポートするため、契約書の標準的ひな形の提供を行う「著作権契約書作成支援システム」の再構築を行うとともに、著作権契約の基礎知識・留意事項等をまとめたマニュアルの作成・周知を通じて、著作権に必ずしも精通していないフリーランスのクリエーター等を支援する。
(短期、中期) (文部科学省)
- 同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等の円滑な施行に向けた準備を着実に進める。
(短期) (総務省、文部科学省)

- クリエーターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、デジタル時代における新たな対価還元策やクリエーターの支援・育成策等について検討を進めるとともに、私的録音録画補償金制度については、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、結論を得て、可能な限り早期に必要な措置を構する。

(短期、中期) (文部科学省、内閣府、総務省、経済産業省)

(2) コンテンツ・クリエーション・エコシステムを支える取組

①模倣品・海賊版対策の強化

(現状と課題)

コロナ禍による巣ごもり需要とも相まって、複数の巨大海賊版サイトへのアクセスが、かつて問題となった「漫画村」の最盛期を超えるなど、昨今の海賊版サイトによる被害は深刻化しているとの指摘がある。海賊版に対し適切な対策をとることは、クリエーターを中心としたコンテンツ産業従事者がユーザーによる正規版消費を通じて対価を得ることを可能とするなど、クリエーション・エコシステムの構築のための重要な一要素を構成する。また、海外ユーザーによる正規版消費の機会を増やし、日本に関わる正規版コンテンツが海外市場への展開を加速する一助となるなど、CJ 戦略とも密接な関係性を有するものである。新型コロナにより電子書籍や動画配信サービスの利用が伸びるなど、コンテンツ分野における DX は加速化した。この変化の恩恵をクリエーターやコンテンツ事業者が最大限に享受するためにも、海賊版については、政府の重要な課題として取り組む必要がある。

2019 年 10 月に「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」が公表されたが、各取組の進捗状況を踏まえて 2021 年 4 月に更新された。できることを着実に実施する第 1 段階に位置づけられている対策として、二国間協議や各種国際会議の場を活用した国際連携・国際執行の更なる強化や、改正著作権法の成立・施行に伴う悪質なリーチサイトの取締り等が盛り込まれた。また、導入・法整備に向けて準備する第 2 段階の対策として、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス防止機能の導入及び発信者の特定の強化が位置付けられた。ブロッキングは、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討する第 3 段階の対策と位置付けられている。

模倣品・海賊版対策については、これらの取組の状況も踏まえつつ、引き続き厳正な取締りを実施していくとともに、民間の取組を支援しつつ、政府一体となって対応を強化していく必要がある。

(施策の方向性)

- インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、2021 年 4 月に更新したインターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、関係府省が連携しながら、被害状況や対策の効果を検証しつつ、必要な取組を進める。

(短期、中期) (内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、経済産業省)

- 模倣品・海賊版の購入や、無意識に侵害コンテンツを視聴することは、侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、オンラインで著作権を学ぶことが出来るコンテンツを利用した効果的な普及啓発など、各省庁、関係機関による啓発活動を推進する。

(短期、中期) (警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

- ・ 越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を仮装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まる。また、商標法・意匠法において、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害と位置付ける改正案が国会で成立し、公布されたことから、その施行と同時に、当該侵害に係る物品に対して実効性のある水際取締りを実施できるよう、関税法等の改正を含めて検討の上、必要な措置を講じる。他の知的財産権についても、必要に応じて、検討を行う。

(短期、中期) (財務省、経済産業省、文部科学省)

②デジタルアーカイブ社会の実現

(現状と課題)

デジタルアーカイブは、社会が持つ知、文化的・歴史的資源を効率的に共有し、未来に伝え、現在のみならず将来の知的活動を支える基盤的役割を持っている。

今般の新型コロナの影響により、様々なデジタルアーカイブ資源の潜在需要が顕在化した一方、教育や公的サービスの最前線では十分にデジタル技術を活用できていないなどの課題も浮き彫りとなった。世界的にもパラダイムシフトが進展し、地理的あるいは時間的制約のないデジタル空間に様々な活動が移行する中で、これら課題への対応や、オープンなデジタルコンテンツが日常的に活用され、様々な分野の創作活動を支える基盤となるデジタルアーカイブ社会の実現を図っていくことが重要である。

日本におけるデジタルアーカイブの「構築・共有」と「活用」の推進は、文化の保存・継承・発展だけでなく、コンテンツの二次的利用や国内外への情報発信の基盤となる取組である。とりわけ、デジタルコンテンツの分野横断型メタデータ提供基盤である「ジャパンサーチ」を通して、多様なデジタルコンテンツが、教育、学術研究、観光、地域活性化、防災、ヘルスケア、ビジネスなど様々な分野で、より一層利活用されることが期待される。日本が保有する多様なコンテンツのメタデータをまとめて検索・閲覧・活用できる「ジャパンサーチ」は、2020年8月に正式版が公表された。デジタルアーカイブの共有と利活用サイクルの基礎を支えるプラットフォームとなる存在もあり、デジタルアーカイブの構築が更に進められることにより、今後大きな成長が期待できる。

デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会では、様々な分野におけるデジタルアーカイブの構築・利活用に係る実務的な課題について議論を継続し、2020年8月に3か年総括報告書を取りまとめた。また、議論の成果物として、アーカイブ機関による取組を支援することを目的に、「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について」(2019年4月)、「デジタルアーカイブのための長期保存ガイドライン」(2020年8月)及び自己点検・評価するための指標である「デジタルアーカイブアセスメントツール(改訂版)」(2020年8月)を策定した。

各分野におけるデジタルコンテンツの更なる拡充のほか、地域アーカイブ機関(地方の博物館・美術館、図書館、公文書館、大学・研究機関等)への支援・連携、海外機関との連携等、取り組むべき課題は残されている。引き続き、日本が保有する多様な文化資源のデジタルアーカイブ化を進めるとともに、デジタルコンテンツが幅広く利活用されるための環境整備を推進することが重要である。

(施策の方向性)

- 図書館関係の権利制限規定の見直しに関する著作権法改正を踏まえ、詳細な運用に関する当事者間協議やガイドラインの作成など、円滑な施行に向けた準備を着実に進める。また、研究目的の権利制限規定の創設については、国内の研究者における著作物の利用実態や利用ニーズなどを更に詳細に把握するため、調査研究を実施し、その結果も踏まえ、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進める。

(短期、中期) (文部科学省、国立国会図書館¹)

6. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

(1) 知財分野におけるソフトローの活用

(現状と課題)

近年、知財を巡る経済・社会環境は目まぐるしく変化し、知財制度も、こうした変化への機動的な対応が求められている中、立法による法規範の定立だけでなく、事実上の行動規範としてのソフトローの活用が注目される。ソフトローは、作成や改変の容易さ、個別状況に合わせた作成・運用など、法改正によらずに、時代の変化に対応した柔軟な規範の変更が可能という利点があるとされる。

ソフトローの概念は幅広く、様々な切り口での分類が可能である²。例えば、(i) 抽象的な民事規範をガイドライン等で具体化するもの、すなわち、法律の規定は抽象的なものとして柔軟性を持たせる一方、具体的なルールの適用について、ガイドライン等において示す手法と、(ii) 抽象的な行政規範を民間自主規制等で具体化するもの、すなわち法律では包括的な規範のみを規定し、その実現方法については民間の自主性に委ねる手法とに分類することが可能である。

(i) については、例えば、著作権法における学校、図書館等の利用に関する権利制限規定について、一定の解釈を示すガイドラインの作成が関係者によって行われてきている。(ii) については、ハードローの発動・適用条件等をソフトローに委ねるケース、ハードローが存在しない分野においてソフトローを定めるケース、プラットフォームの取組を通じて規制するケースなどが存在するとともに、近年、デジタル分野において、こうしたアプローチが採られている。

ソフトロー形成における行政の役割については、行政がソフトローの形成に関与し、公益の実現の観点から利害を適切に調整することも重要とされる。また、関係者がソフトローを適正に形成・維持させるインセンティブを提供することが行政の役割との指摘もある。

他方、ソフトローは、優越的な地位にある者が策定する場合、濫用される懸念がある、あるいは業界団体による場合には、参入障壁として働く可能性がある、といった意見もある。その観点からも民間に加えて行政の参画が強く求められる場合があることに留意すべきである。

¹ 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、図書館関係の権利制限規定の見直しに関する著作権法改正の円滑な施行に向けた準備において、同館は重要な役割を担うことから、同館を担当者欄に記載するものである。

² 第6回構想委員会（2021年4月16日）の生貝直人氏資料では、官製ソフトローと民製ソフトロー、業界自律型ソフトローと関係者協定型ソフトロー、業界団体型ソフトローとプラットフォーム型ソフトロー、行政規範型ソフトローと民事規範型ソフトローといった様々な分類が紹介されている。

今後、知財の分野においても、ソフトローの更なる有効活用により、時代の変化に対応したルール形成が可能となる余地があると考えられることから、ソフトローの持つメリットやデメリットについての議論を深めつつ、制度の検討に反映させていくべきである。

(施策の方向性)

- 知財関連制度の新設・改正等を検討する際には、ソフトローのメリット・デメリットを踏まえつつ、その活用可能性について検証した上で、所要の措置を講じる。
(短期、中期) (関係府省)
- 同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等の円滑な施行に向けた準備を着実に進める。
(短期) (総務省、文部科学省) 【再掲】
- 図書館関係の権利制限規定の見直しに関する著作権法改正を踏まえ、詳細な運用に関する当事者間協議やガイドラインの作成など、円滑な施行に向けた準備を着実に進める。また、研究目的の権利制限規定の創設については、国内の研究者における著作物の利用実態や利用ニーズなどを更に詳細に把握するため、調査研究を実施し、その結果も踏まえ、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進める。
(短期、中期) (文部科学省) 【再掲】

(5) 知財を創造する人材の育成

(現状と課題)

自身が得意とする特定の分野に対して優れた才能を発揮する一定数のクリエイティブな人材が、その才能を開花させて活躍し、チャレンジしやすくするための環境を作っていくためには、豊かな創造性を持った人たちを育む教育現場の役割が重要になってくる。

このため、学校と地域社会との効果的な連携・協働を図りながら、小中高等学校及び高等専門学校において、「新しい創造をする」こと及び「創造されたものを尊重する」ことを楽しく学び育む教育である「知財創造教育」の全国的な普及を目的として、2017年1月に「知財創造教育推進コンソーシアム」を設置し、以降、知財創造教育は全国に広がりつつある。2021年度からは全国8地域で地域主導型の地域コンソーシアムの運用が開始することを受け、各地域コンソーシアムが主体となって知財創造教育を推進するという、新たなフェーズに入ったところである。

知財創造教育推進コンソーシアムでは、2020年7月に、各学校段階の有識者からなる「普及実践ワーキンググループ」を設置し、知財創造教育をより一層普及させ、持続的な実践につなげていくための方策について議論を行った。そして、普及・実践の段階別（①「知る」、②「実践する」、③「実践を継続する」）に、知財創造教育の関係者が取り組むべき具体的なアクションプランを取りまとめた。今後はこのアクションプランに沿った形で、各地域コンソーシアムが主体的な役割を果たしつつ、知財創造教育の普及・実践が進んでいくことが期待される。

(施策の方向性)

- 教員が知財についての知識を身に付けるための講習・セミナー等へ知財創造教育の導入を推進する。
(短期、中期) (内閣府、文部科学省)
- SNS 等の普及等に伴って、誰もが容易に著作物の創作・発信・利用を行うことが可能となり、全ての国民が日常的に著作権に関わる状況が生じているところ、知財創造教育の取組に加え、著作権制度や契約の在り方に関する普及啓発・教育を一層充実させる。
(短期、中期) (内閣府、文部科学省) 【再掲】
- オンラインで効率よく著作権を学ぶことができるコンテンツの在り方を検討し、そのコンテンツを利用した効果的な普及啓発を行う。
(短期、中期) (文部科学省)

工程表「知的財産推進計画 2021」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期			
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
III. 知財戦略の重点7施策								
4. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略								
(1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革								
41	デジタル時代における著作権制度の確立に向けた工程表を作成する (短期、中期)	内閣府 文部科学省 経済産業省 総務省	デジタル時代における著作権制度の確立に向けた工程表を作成する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。				
42	文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るために、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。その際、内閣府(知的財産戦略推進事務局)、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエーター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ2021年中に検討・結論を得、2022年度に所要の措置を講ずる。 (短期、中期)	文部科学省 内閣府 経済産業省 総務省	過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現のため、内閣府(知的財産戦略推進事務局)、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエーター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ2021年中に検討し結論を得る。 文部科学省とともに、簡素で一元的な権利処理が可能な制度の実行体制の実現についての検討する。	左記の検討を踏まえ、所要の措置を講ずる。 左記の検討を踏まえ、簡素で一元的な権利処理の実行体制の整備を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			

43	<p>権利処理や対価還元の円滑化に資する技術や権利者情報データベースの活用を推進するため、関係者のニーズを踏まえた上で、関係府省が連携しながら、必要な方策を講じる。音楽分野においては、構築した権利情報データベースに、著作権等管理事業者に権利を預けていない個人クリエーター等の権利情報を登録することにより、権利処理に資するプラットフォームの更なる充実を図る。</p> <p>(短期、中期)</p>		<p>内閣府</p> <p>関係省庁と協力して、一元的な権利処理の実行体制に関する検討と並行して、権利処理や対価還元の円滑化に資する技術や権利者情報データベースの活用を推進するために必要な方策を講じる。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
		<p>文部科学省</p> <p>関係省庁と協力して、一元的な権利処理の実行体制に関する検討と並行して、権利処理や対価還元の円滑化に資する技術や権利者情報データベースの活用を推進するために必要な方策を講じる。音楽分野において構築した権利情報データベースに、著作権等管理事業者に権利を預けていない個人クリエーター等の権利情報の登録機能を附加するとともに、権利情報の集約を図るために手法について検討する。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>	
		<p>経済産業省</p> <p>関係省庁と協力して、一元的な権利処理の実行体制に関する検討と並行して、権利処理や対価還元の円滑化に資する技術や権利者情報データベースの活用を推進するために必要な方策を講じる。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>	
		<p>総務省</p> <p>関係省庁と協力して、一元的な権利処理の実行体制に関する検討と並行して、権利処理や対価還元の円滑化に資する技術や権利者情報データベースの活用を推進するために必要な方策を講じる。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>	
45	<p>デジタル化に伴う流通チャンネルの多様化により、コンテンツの海外発信の環境の整備がなされ、海外コンテンツ市場への参入チャンスが到来しているところ、デジタル時代に対応した日本のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題を調査するとともに、世界知的所有権機関(WIPO)への拠出金事業によるアジア太平洋地域の著作権の集中管理団体の機能強化等を通じた海外での著作物利用からの収益向上の支援のほか、著作物の海外展開に向けた関係団体との連携等、更なる支援策について検討する。</p> <p>(短期、中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>日本のコンテンツを海外展開する上での著作権に関する課題抽出を行いつつ、海外での著作物利用からの収益向上に資するよう、諸外国の著作権集中管理団体職員等を対象にした研修や、日本コンテンツの海外展開にかかる情報を集約したハンドブックの作成を行う。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>

46	<p>SNS等の普及等に伴って、誰もが容易に著作物の創作・発信・利用を行うことが可能となり、全ての国民が日常的に著作権に関わる状況が生じているところ、知財創造教育の取組に加え、著作権制度や契約の在り方に関する普及啓発・教育を一層充実させる。</p> <p>(短期、中期)</p>	内閣府	知財創造教育の普及・実践を推進し、児童・生徒及び学生や教員の著作権に対する意識向上を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者別著作権講習会や広く国民を対象とした著作権セミナーにおいて、著作権制度だけでなく、デジタル・ネットワーク環境下での著作物利用の留意点や著作権契約等に関する普及啓発・教育に取り組む。 ・インターネットを利用して誰もが学べるオンライン学習コンテンツをはじめとする著作権教材の改訂を実施する。 ・著作権広報大使である「ハローキティ」を活用したYoutube啓発動画の積極的な発信により、著作権に関する普及啓発に取り組む。 	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
47	<p>著作物の利用に係る契約をサポートするため、契約書の標準的ひな形の提供を行う「著作権契約書作成支援システム」の再構築を行うとともに、著作権契約の基礎知識・留意事項等をまとめたマニュアルの作成・周知を通じて、著作権に必ずしも精通していないフリーランスのクリエーター等を支援する。</p> <p>(短期、中期)</p>	文部科学省	<p>契約書の標準的ひな形の提供を行う「著作権契約書作成支援システム」の再構築を行う。</p>	<p>著作権契約の基礎知識・留意事項等をまとめたマニュアルを作成し、周知・普及啓発を行う。</p>
50	<p>同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等の円滑な施行に向けた準備を着実に進める。</p> <p>(短期)</p>	総務省	同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、本年夏を目途にガイドラインを作成するなど、円滑な施行に向けた準備を着実に進める。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		文部科学省		
58	<p>クリエーターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、デジタル時代における新たな対価還元策やクリエーターの支援・育成策等について検討を進めるとともに、私的録音録画補償金制度については、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、結論を得て、可能な限り早期に必要な措置を構する。</p> <p>(短期、中期)</p>	文部科学省	<p>具体的な対象機器等の特定について、結論を得て、必要な措置を講ずる。</p>	<p>左記の結論を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
		内閣府		
		総務省		
		経済産業省		

(2)コンテンツ・クリエーション・エコシステムを支える取組

60	<p>インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、2021年4月に更新したインターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、関係府省が連携しながら、被害状況や対策の効果を検証しつつ、必要な取組を進める。(短期、中期)</p>	文部科学省	<p>インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、著作権教育・意識啓発の実施、二国間協議等での海賊版対策強化に向けた働きかけ、侵害発生国の政府職員等へのセミナー実施や在外公館等を通じた働きかけの支援及び侵害コンテンツのダウンロード違法化に関して、改正著作権法施行後1年を目途として効果検証を実施する等必要な取組みを行う。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
61	<p>模倣品・海賊版の購入や、無意識に侵害コンテンツを視聴することは、侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、オンラインで著作権を学ぶことが出来るコンテンツを利用した効果的な普及啓発など、各省庁・関係機関による啓発活動を推進する。(短期、中期)</p>	文部科学省	<p>インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、著作権教育・意識啓発の実施、二国間協議等での海賊版対策強化に向けた働きかけ、侵害発生国の政府職員等へのセミナー実施や在外公館等を通じた働きかけの支援及び侵害コンテンツのダウンロード違法化に関して、改正著作権法施行後1年を目途として効果検証を実施する等必要な取組みを行う。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
62	<p>越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を仮装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まる。また、商標法・意匠法において、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害と位置付ける改正案が国会で成立し、公布されたことから、その施行と同時に、当該侵害に係る物品に対して実効性のある水際取締りを実施できるよう、関税法等の改正を含めて検討の上、必要な措置を講じる。他の知的財産権についても、必要に応じて、検討を行う。(短期、中期)</p>	財務省	<p>個人使用目的を仮装して輸入される模倣品・海賊版について、引き続き厳正な水際取締りを実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
		経済産業省	<p>商標法・意匠法について、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害と位置付ける改正案が国会で成立し、公布されたことから、当該侵害に係る物品に対して実効性のある水際取締りを実施できるよう、必要な措置について検討。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
		文部科学省	<p>他の知的財産権についても、必要に応じて検討。</p>	

67	<p>図書館関係の権利制限規定の見直しに関する著作権法改正を踏まえ、詳細な運用に関する当事者間協議やガイドラインの作成など、円滑な施行に向けた準備を着実に進める。また、研究目的の権利制限規定の創設については、国内の研究者における著作物の利用実態や利用ニーズなどを更に詳細に把握するため、調査研究を実施し、その結果も踏まえ、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進める。(短期、中期)</p>	<p>文部科学省 国立国会図書館</p>	<p>図書館関係の権利制限規定の見直しに関する著作権法改正について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、詳細な運用に関する当事者間協議やガイドラインの作成など、円滑な施行に向けた準備を着実に進める。 研究目的の権利制限規定の創設については、2019年度及び2020年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、更なる検討を行う。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
----	---	--------------------------	--	------------------------------

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期			
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
III. 知財戦略の重点7施策								
6. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化								
(1) 知財分野におけるソフトローの活用								
87	知財関連制度の新設・改正等を検討する際には、ソフトローのメリット・デメリットを踏まえつつ、その活用可能性について検証した上で、所要の措置を講じる。 (短期、中期)	関係府省	知財関連制度の新設・改正等を検討する際には、ソフトローのメリット・デメリットを踏まえつつ、その活用可能性について検証した上で、所要の措置を講じる。					
再掲	同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等の円滑な施行に向けた準備を着実に進める。 (短期)	総務省 文部科学省	50に記載					
再掲	図書館関係の権利制限規定の見直しに関する著作権法改正を踏まえ、詳細な運用に関する当事者間協議やガイドラインの作成など、円滑な施行に向けた準備を着実に進める。また、研究目的の権利制限規定の創設については、国内の研究者における著作物の利用実態や利用ニーズなどを更に詳細に把握するため、調査研究を実施し、その結果も踏まえ、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進める。 (短期、中期)	文部科学省	67に記載					

(5) 知財を創造する人材の育成				
100	教員が知財についての知識を身に付けるための講習・セミナー等へ知財創造教育の導入を推進する。 (短期、中期)	内閣府	教員向けの講習・セミナー等の主催者や、新たに開催を検討している関係者に対し、これまでの成果である教育プログラムや体系化の資料等を展開することにより、知財創造教育に関する講義の導入を促す。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		文部科学省		
再掲	SNS等の普及等に伴って、誰もが容易に著作物の創作・発信・利用を行うことが可能となり、全ての国民が日常的に著作権に関わる状況が生じているところ、知財創造教育の取組に加え、著作権制度や契約の在り方に関する普及啓発・教育を一層充実させる。 (短期、中期)	内閣府		46に記載
		文部科学省		
104	オンラインで効率よく著作権を学ぶことができるコンテンツの在り方を検討し、そのコンテンツを利用した効果的な普及啓発を行う。 (短期、中期)	文部科学省	インターネットを利用して誰もが学べるオンライン学習コンテンツをはじめとする著作権教材の改訂を実施するとともに、国民が効率よく著作権を学ぶことができるよう、文化庁ウェブサイトを再構築する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）

II 分野別実施事項

2. デジタル時代に向けた規制の見直し

(12) Society 5.0 の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	<p>a 同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正³について、放送事業者と権利者の双方が不安なく新しい制度を活用できるよう、総務省と文化庁は共同して関係者間の協議を着実に進め、また、ガイドラインの策定を着実に行うことで、円滑に施行し、実効的な運用の実現を図る。その際、ガイドラインは、権利者に意思表明の機会を適切に与えつつ、事後的な紛争が生じないよう、運用の指針を示すものとし、制度内容やその活用方法、留意事項等について明確かつ平易な表現で記載するとともに、インターネット配信に係る権利処理のノウハウやリソースに乏しいローカル局にも資するよう、Q&A等において分かりやすく周知する。</p> <p>b 文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツ、UGC（いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物）、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。その際、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエイター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ検討を行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>c 文化庁は、同時配信等における協議不調の場合の裁判制度の整備等に係る著作権法改正を踏まえ、裁判制度全般に関する手続の迅速化・簡素化を進めるための措置を講ずる。</p>	<p>a:令和3年夏までに措置 b:令和3年検討・結論、令和4年度措置 c:令和3年措置</p>	<p>a:総務省 文部科学省 b:内閣府 総務省 文部科学省 経済産業省 c:文部科学省</p>

³ 「著作権法の一部を改正する法律」（令和3年法律第52号）

経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和3年6月18日閣議決定）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日全体を元氣にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～ (6) スポーツ・文化芸術の振興

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会について、安全・安心な大会を実現するとともに、大会の多様なレガシーを創出する。全ての国民が気軽にスポーツできる環境を整備し、その価値を実感できる社会を実現する。民間資金の一層の活用等により、指導者や活動団体を育成し、地域スポーツの普及・発展を図る。このため、現行スポーツ基本計画の成果を精査した上で、スポーツ・健康まちづくりの推進も含めた次期計画を本年度内に策定し、政府一体となってこれを推進する。

伝統ある文化財、日本遺産等の地域の文化資源の持続可能な活用を促進するため、文化財の匠プロジェクトの検討や国立文化施設の機能強化等を図りつつ、保存・活用を一体的に推進できる体制を強化する。子供たちの鑑賞・体験活動の充実、日本博の全国展開、アート市場の活性化、DX時代に対応した著作権制度の構築等の文化DX⁴の推進等を含む政策パッケージを関係府省庁と連携して年内に策定するなど、文化芸術活動の感染症からの力強い復興と発展を支援する。

成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

4. 「人」への投資の強化

(7) ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実

i) 初等中等教育段階における Society5.0 時代に向けた人材育成

- 授業目的公衆送信補償金制度について、2021年度からの本格実施を受けて、補償金負担の軽減のために必要な支援を実施し、オンデマンド形式などICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図る。

10. イノベーションへの投資の強化

(5) 知的財産戦略の推進

- 知財創造教育の普及・実践をより推進するため、地域主導型のコンソーシアムにおいて、2021年度から推進拠点となる学校や普及実践の中核を担う教員を選定する。
- 2021年4月に更新した「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に基づき、二国間協議等を通じた海賊版対策の国際連携・国際執行の強化、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入促進などの総合的な対策を実施する。
- 文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るために、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。その際、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエイター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ2021年内に検討の上、結論を得るとともに、2022年度に所要の措置を講ずる。

⁴ デジタル技術を活用した文化芸術活動等の効果的・効率的な推進をさす。

成長戦略フォローアップ工程表（令和3年6月18日閣議決定）

1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

(8)企業等におけるDXの推進

2021年度 予算編成 税制改正要望	秋～年末	2022年度 通常国会	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
シェアリングエコノミーの推進 シェアワーカー及びシェア事業者認証制度の普及促進 防災分野のモデル連携協定を基に、地方公共団体の協定締結の促進。災害発生時等のシェア事業者向けの実施マニュアル等の作成 シェアリングシティ推進協議会と連携し、公共サービスとしての新たな活用モデルの検討・提示 日本発のシェアリングエコノミーモデルの国際標準化の推進					【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、経済産業大臣】	・2030年度までにDX関連市場における日本企業の売上高20兆円超えを目指す
実空間における位置情報を統一的な基準の下で表現する「空間ID」の整備 技術的な実装方式や管理について検討し、「空間ID」の運用に関するガイドラインを策定					【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、経済産業大臣、国土交通大臣】	
権利情報データベースやブロックチェーン技術等を活用した、インターネット同時配信等に係る放送コンテンツの権利処理の円滑化、効率化のための仕組みの整備 ローカル局を含む放送局、製作会社等が、多様で良質なコンテンツを効率的・安定的に配信し、個人属性に応じたコンテンツの視聴等を可能とするコンテンツ・プラットフォームの実現を促す					【総務大臣、文部科学大臣】	
地域でのIoT実装等の支援					【総務大臣】	
					【総務大臣、経済産業大臣】	

4. 「人」への投資の強化

(7) ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実

i) 初等中等教育段階におけるSociety5.0時代に向けた人材育成

2021年度 予算編成 税制改正要望	2022年度 秋～年末	2023年度 通常国会	2024年度～	担当大臣	KPI
授業目的公衆送信補償金制度について、補償金負担の軽減のために必要な支援を実施し、ICTを活用した教育での著作物利用を円滑化				【文部科学大臣】	
初等中等教育段階における教育内容の改善					
情報活用能力を定量的に測定するための調査	情報活用能力を定量的に測定するための調査の分析・公表を行い、関係施策の改善に活用				
Society5.0に対応した高い指導力を有する教員の養成を先導するフラッグシップ大学の募集	フラッグシップ大学の取組開始			【文部科学大臣】	・ICTを活用した授業頻度(ほぼ毎日)の割合について、2023年度までに100%を目指す
中学校及び高等学校の教員研修等における教材等の作成・普及					
高等学校における社会の多様な人材も含めICTに精通した人材の登用					
大学進学希望者等を中心に、確率・統計・線形代数等の基盤となる知識を得るための教材の活用を推進				【総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	
小学校のプログラミング教育のポータルサイトによる指導事例等の情報提供					
学びの生産性及び質を向上させるため、AIによる効果的な学習等を実現するEdTechの開発や学習ログ等の教育データが児童生徒の学びや教師の指導等に効果的に活用されるよう、好事例を全国の教育委員会、学校等へ展開				【文部科学大臣、経済産業大臣】	
「教育の情報化に関する手引」や指導事例等を作成・公表し、全国の教育委員会、学校等における教員研修で活用					
STEAMライブラリーを充実させるとともに、その活用を含めたモデルプランを提示し、全国の教育委員会、学校等へ展開					

10. イノベーションへの投資の強化

(5) 知的財産戦略の推進

2021年度 予算編成 税制改正要望	2022年度 秋～年末 通常国会	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
在外日系中堅・中小企業における営業秘密管理体制整備支援				【経済産業大臣】	
海外における重要な技術情報等の流出を防ぐ体制を整備・強化するため、アジア等の海外における日系企業の営業秘密管理体制の構築支援等を実施			左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施		
インターネット上の海賊版に対する総合対策				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、外務大臣】	
「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に基づき、二国間協議等を通じた海賊版対策の国際連携・国際執行の強化、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入促進などの総合的な対策を着実に実施する。その際、被害状況や対策の効果を検証しつつ、必要な取組を進める					
デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築				【文部科学大臣】	
過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現のため、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエーター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ2021年中に、検討し結論を得る	左記の検討を踏まえ、所要の措置を講ずる	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施		
権利情報を集約したプラットフォームの更なる充実に向けたシステム設計を実施					
不正競争防止法の改正を踏まえた普及・啓発等の実施				【経済産業大臣】	
不正競争防止法改正に伴い、同法で保護されている限定提供データの要件等を踏まえて、データ利活用を進めるための留意点や対策を取りまとめた「データ利活用のポイント集」等を活用し、普及・啓発等の必要な措置を実施					

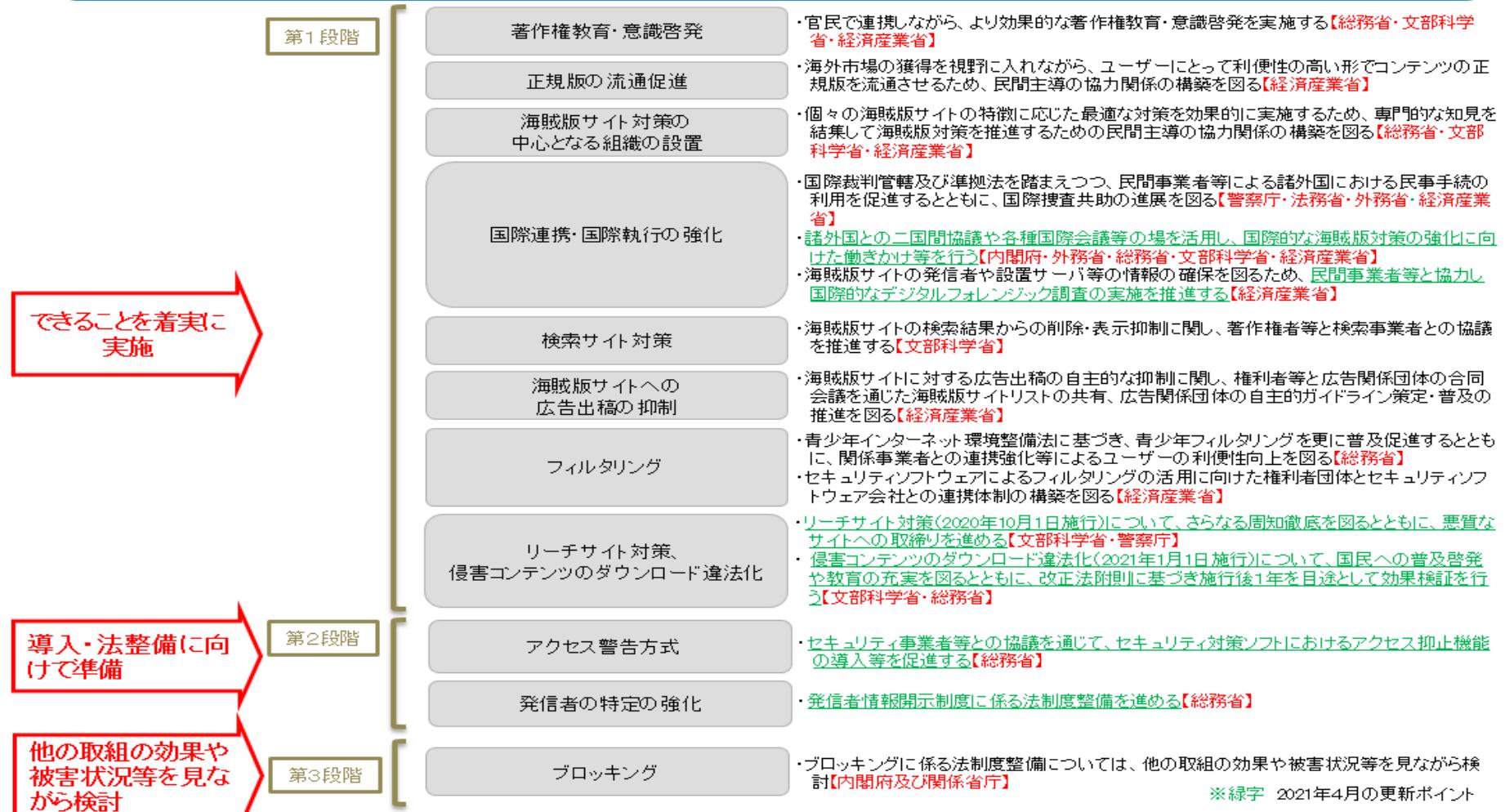
(5) 知的財産戦略の推進

2021年度 予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会	2022年度	2023年度	2024年度～	担当大臣	KPI
権利処理の円滑化、プラットフォーム実態調査、製作取引適正化及び就業環境の改善						【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(知的財産戦略))、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣大臣】	
簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現、フィンガープリント等の技術や権利情報に関するデータベースの活用を進め、権利処理の円滑化に向けた取組を実施							
投稿サイト等のプラットフォームにおける著作物等の利用状況と権利者への利益還元の実態調査を実施			調査結果を踏まえ、更なる課題整理の上、実態を分析・検討の上、必要な措置を実施			【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(知的財産戦略))】	
「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン(第7版令和2年9月改定)」及び「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン(令和元年8月改定)」の周知や遵守状況調査を実施			上記の取組を踏まえ、必要な措置を実施				
「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」(令和3年3月26日策定)の周知を実施			左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施			【内閣総理大臣(経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命大臣)、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
実際の映画制作現場において認定制度を試行し、同制度を導入するに当たっての運用面での問題点及び制作会社及びフリーランスに対する制度導入の効果を検証			認定制度の運用を開始するなど必要な措置を実施				

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（2021年4月9日決定）

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を段階的に実施する。



※緑字 2021年4月の更新ポイント

(以 上)